

「新型コロナウイルスワクチン接種事務等の特定個人情報保護評価書
(重点項目評価書) (案)」へのご意見を募集します

～市民意見公募（パブリックコメント）のお知らせ～

予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に関する予防接種事務における特定個人情報保護評価の見直しを行いました。

この見直しに伴い、重点項目評価書(案)を作成しましたので、市民の皆様のご意見を反映させるため、以下のとおり広く意見を募集します。

■公表・意見募集期間

令和6年1月4日（木）～令和6年2月2日（金）の計30日間 ※最終日必着

■意見を提出できる方

次のいずれかに該当する人が意見を提出することができます。

- ①市の区域内に住所を有する方
- ②市の区域内に通勤、通学する方
- ③市の区域内で活動する個人または団体

■意見の提出方法

・所定の様式（閲覧場所に設置又はホームページ掲載の様式をダウンロード）を使用するか、任意の様式に氏名、年齢、性別、電話番号等（法人等の場合は、名称、所在地、電話番号）を記入し、以下の提出先まで直接持参するか、電子メール、ファックス、郵送により新型コロナウイルス感染症対策室まで提出してください。

■意見の提出先

- ・持参 会津若松市役所 栄町第二庁舎 2階 新型コロナウイルス感染症対策室
- ・電子メール kansen@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp
- ・ファックス 0242-23-7350（新型コロナウイルス感染症対策室直通）
- ・郵送 〒965-8601（住所不要） 会津若松市役所 健康増進課
新型コロナウイルス感染症対策室 宛

■意見書作成上の注意点

- ・住所または所在地が会津若松市以外の方は、「■意見を提出できる方」の②または③のうちで該当する区分と、学校名、法人名など所属する団体名を明記してください。
- ・意見内容の確認が必要になる場合がありますので、必ず電話番号を記入してください。
- ・匿名や電話によるご意見は受付できませんので、ご注意ください。

■意見の取り扱い

- ・提出いただいた書面はお返ししませんので、ご了承ください。
- ・お寄せいただいたご意見は公表する場合がありますが、その際に氏名など個人情報が公表されることはありません。
- ・個々のご意見に対し、直接ご本人への回答はしませんので、ご了承ください。

■閲覧場所

案の内容は、会津若松市ホームページに掲載しているほか、次の場所で閲覧することができます。

	閲覧できる場所	閲覧できる日時
1	新型コロナウイルス感染症対策室 (栄町第二庁舎2階)	月～金曜日 午前8時30分～午後5時 (祝日を除く)
2	市政情報コーナー(総務課内) (追手町第二庁舎2階)	//
3	湊市民センター	//
4	大戸市民センター	//
5	北市民センター	//
6	南市民センター	//
7	一箕市民センター	//
8	東市民センター	//
9	北会津支所(まちづくり推進課)	//
10	河東支所(まちづくり推進課)	//
11	生涯学習総合センター(會津稽古堂)	月～土曜日 午前9時～午後7時 日曜日 午前9時～午後6時 (休館日を除く)

※本件に関するお問い合わせは、新型コロナウイルス感染症対策室(下記)までお願いします。

(市政情報コーナー、各市民センター、各支所、生涯学習総合センターには担当者がおらず、詳しいお問い合わせにはお答えできません。あらかじめご了承ください。)

【お問い合わせ先】

会津若松市役所 新型コロナウイルス感染症対策室
電話：0242-23-9271(直通)